

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第19号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書による納入の通知等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の規定による納入通知書の送付は、<u>契約等に特別の定めがある場合を除き</u>、納期限の10日前までに納入者に到着するようしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(保証金の減免)</p> <p>第152条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般競争入札の場合において、入札に参加する者が国（独立行政法人を含む。次号イにおいて同じ。）又は地方公共団体と過去において種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般競争入札の方法による契約を締結する場合において、契約の相手方が国又は地方公共団体と過去において種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>ウ～オ 略</p>	<p>(文書による納入の通知等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 前項の規定による納入通知書の送付は、納期限の10日前までに納入者に到着するようしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(保証金の減免)</p> <p>第152条 契約担当者は、次に定めるところによりその保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 入札保証金の場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般競争入札の場合において、入札に参加する者が国（独立行政法人を含む。次号イにおいて同じ。）又は地方公共団体と過去において<u>当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し</u>、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 契約保証金の場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般競争入札の方法による契約を締結する場合において、契約の相手方が国又は地方公共団体と過去において<u>当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し</u>、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>ウ～オ 略</p>

(随意契約ができる場合)

第184条 略

(1)～(7) 略

(8) 次に掲げる施設等において製作された物品を当該施設等から買い入れる契約をするとき。

ア～エ 略

(9)～(11) 略

(12) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

(13)～(17) 略

(期間計算の特例)

第276条 この規則の規定により定められている期間でその末日について民法(明治29年法律第89号)第142条の規定の適用があるもののうち、第46条第1項第1号に規定する期間及び第193条第2項に規定する期限については、当該期間の末日又は期限が土曜日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をその末日又は期限とみなす。

別表第2 (第5条関係)

左欄	右欄
略	
警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料、 <u>個人情報</u> の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用(以下「行政文書公開手数料等」という。)並びに香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部1の項に掲げる手数料(以下「行政不服審査法等

(随意契約ができる場合)

第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1)～(7) 略

(8) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。

ア～エ 略

(9)～(11) 略

(12) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

(13)～(17) 略

(期間計算の特例)

第276条 この規則の規定により定められている期間でその末日について民法(明治29年法律第89号)第142条の規定の適用があるもののうち、第46条第1項第1号に規定する期間及び第193条第2項に規定する期限については、当該期間の末日又は期限が土曜日又は12月31日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をその末日又は期限とみなす。

別表第2 (第5条関係)

左欄	右欄
略	
警察本部会計課の出納員	公安委員会及び警察本部長の所掌に係る行政文書の公開の手数料並びに <u>個人情報</u> の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用(以下「行政文書公開手数料等」という。)の収納

	関係手数料」という。)の収納 略
略	

	略
略	

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	政策課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権のうち政策課の所掌に係るもの(税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)の収納
	自治振興課の収入取扱員	略
	総務学事課の収入取扱員	課(警察本部会計課及び議会事務局を除く。)並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局の行政不服審査法等関係手数料の収納
	財産経営課の収入取扱員	略
	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金(子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。)、老人・障害者居室等整備資金の償還金(健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。)及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権(政策課、港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。)の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管
	略	
	議会事務局総務課の収入取扱員	議会事務局の公文書の公開の手数料、個人情報の開示に係る写しの作成及び交付に要する費用並びに行政不服審査法等関係手数料の収納

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員		
	自治振興課の収入取扱員	略
	財産経営課の収入取扱員	略
	税務課の収入取扱員	児童扶養手当の過誤払による返納金(子育て支援課の収入取扱員が収納するものを除く。)、老人・障害者居室等整備資金の償還金(健康福祉総務課の収入取扱員が収納するものを除く。)及び第34条の2第1項第6号に掲げる債権(港湾課及び高校教育課の収入取扱員が収納するものを除く。)の収納並びにインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管
	略	
	議会事務局総務課の収入取扱員	議会事務局の公文書の公開の手数料並びに個人情報開示に係る写しの作成及び交付に要する費用の収納

略		
略		
警察本部 会計課の 出納員	警察本部企画 課の収入取扱 員	略
	警察本部監察 課の収入取扱 員	公安委員会の行政不服審査法等関係手数料の収納
	警察本部交通 指導課の収入 取扱員	略
略		
畜産試験 場の出納 員	畜産試験場の 収入取扱員	畜産試験場の動物（牛に限る。）及び家畜人工授精用精液の売払代金の収納（出納員が収納するものを除く。）
略		

略		
略		
警察本部 会計課の 出納員	警察本部企画 課の収入取扱 員	略
	警察本部交通 指導課の収入 取扱員	略
略		
畜産試験 場の出納 員	畜産試験場の 収入取扱員	畜産試験場の家畜人工授精用精液の売払代金の収納（出納員が収納するものを除く。）
略		

別表第6（第51条、第56条関係）
支出負担行為の整理基準等
（その1）

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1～8 略					
9 旅費	費用弁償 議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対	支出をしようとするとき。	支出をする額	旅行命令簿、旅行依頼簿、旅費請求兼計算書、移転を証する住民票の写	旅行命令簿、旅行依頼簿、旅費請求兼計算書、移転を証する住民票の写

別表第6（第51条、第56条関係）
支出負担行為の整理基準等
（その1）

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1～8 略					
9 旅費	費用弁償 議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対	支出をしようとするとき。	支出をする額	旅行命令簿、旅行依頼簿、旅費請求兼精算書、移転を証する住民票の写	旅行命令簿、旅行依頼簿、旅費請求兼精算書、移転を証する住民票の写

	普通 旅費 特別 旅費	する実費 弁償		し(赴任旅 費に限る。)	し(赴任旅 費に限る。)
10~28 略					

備考 略
(その2)
略

第22号様式(その7) (第53条関係)

(用紙寸法B4)

年度		県税選付(加算金)支出調書(分)												
		課(所)名		支払方法										
支払案内 書番号	住所 (所在地)	税 目	選 付 理 由	選 加 算 日	付 金 日	年 度	期 別	申 告 区 分	納 付 (入) す べき 額 ①	納 付 (入) 額 ②	差引金額③	支 払 金 融 機 関	受 任 者 住 所 (所在地)	
											選 付 加 算 金 ④			③ + ④ - ⑤
徴 取 番 号 (登録 番号)	氏 名 (名称)										充 当 額 ⑤			

	普通 旅費 特別 旅費	する実費 弁償		し(赴任旅 費に限る。)	し(赴任旅 費に限る。)
10~28 略					

備考 略
(その2)
略

第22号様式(その7) (第53条関係)

(用紙寸法B4)

年度		県税選付(加算金)支出調書(分)												
		課(所)名		支払方法										
支払案内 書番号	住所 (所在地)	税 目	選 付 理 由	選 加 算 日	付 金 日	年 度	期 別	申 告 区 分	納 付 (入) す べき 額 ①	納 付 (入) 額 ②	差引金額③	支 払 金 融 機 関	受 任 者 住 所 (所在地)	
											選 付 加 算 金 ④			③ + ④ - ⑤
徴 取 番 号 (登録 番号)	氏 名 (名称)										充 当 額 ⑤			

